

[調査会 NEWS 570](19.11.1)

前号のニュースはタイトルの号数が 568 号になっていましたが 569 号の間違いでした。  
お詫びして訂正します。

#### 非公開の失踪者 1 名国内で所在確認

非公開の特定失踪者で昭和 40 年代に関東地方で失踪された方の所在が確認されました。  
調査会ではまだ詳細の確認をしていますが、すでにご家族と電話で話されています。本件については警察関係者のご努力で明らかになったものです。関係各位のご協力に感謝申し上げます。

これによって国内で消息が確認された方は公開の方 9 名(うち 1 名死亡)、非公開の方 13 名(うち 1 名死亡)となりました。

#### 特定失踪者に関する写真展

「しおかぜ」の写真展など、今後の特定失踪者に関する写真展の予定をお知らせします。

12 月 3 ～ 7 日 9:00 ～ 17:00 (最終日のみ 14 時)

茨城県庁 11 階・アトリウム

茨城県主催

問い合わせ 090-8108-3090 (救う会いばらき)

12 月 9 日～ 15 日(詳細未定)

東京都庁・都政ギャラリー

東京都他主催

12 月 16 日 10:00 ～ 17:00

陸上自衛隊広報センター

調査会主催

問い合わせ 調査会

平成 20 年 1 月 21 ～ 2 月 4 日

徳島市シビックセンター 5 階・市民ギャラリー

救う会徳島主催

問い合わせ 090-5910-2466 (救う会徳島)

[調査会 NEWS 571](19.11.2)

#### さっそく妨害電波

去る 10 月 28 日夜から全放送を日本の送信施設で流す放送改変を行った北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」に対し、本日朝、北朝鮮から改変後初の妨害電波が流されました。総務省では前回 3 月の時と同様に ITU（国際電気通信連合）に無線通信規則違反であるとして通報しました（総務省の発表は下記の「しおかぜだより」でご覧になれます）。

<http://senryaku-jouhou.jp/tayori.html>

改変後 5 日（朝の放送は 11 月 29 日から）で妨害電波が流されたことは効果が上がっている証拠です。しかし妨害自体はそれほど効果（？）はないようで、日本からの電波は出力は前と変わらないのですが、非常に鮮明に聞こえています（昨日 1 日付けの「しおかぜだより」には妨害電波がかかる前ですが、ソウルで受信された「しおかぜ」の音声ファイルがありますので聞いてみて下さい）。

#### 特定失踪者に関する写真展

「しおかぜ」の写真展など、今後の特定失踪者に関する写真展の予定をお知らせします。

12 月 3 ～ 7 日 9:00 ～ 17:00（最終日のみ 14 時）

茨城県庁 11 階・アトリウム

茨城県主催

問い合わせ 090-8108-3090（救う会いばらき）

12 月 9 日～ 15 日（詳細未定）

東京都庁・都政ギャラリー

東京都他主催

12 月 16 日（10:00 ～ 17:00）

陸上自衛隊広報センター

調査会主催

問い合わせ 調査会

平成 20 年 1 月 21 ～ 2 月 4 日

徳島市シビックセンター 5 階・市民ギャラリー

救う会徳島主催

問い合わせ 090-5910-2466（救う会徳島）

#### 抱腹の答弁書

10月30日付のニュース567号でお知らせしましたが、西村真悟・拉致議連幹事長は去る10月26日に寺越事件に関する質問主意書を提出しました。これに対する答弁書が本日付で届きましたので元の質問と対比してお知らせします。何と寺越武志さんは「北朝鮮において生存している可能性が高いものと思われる」のだそうです。ということは北朝鮮において生存していない可能性もあるということなののでしょうか。あの武志さんは誰なのか。「影武者」でしょうか。

前回の西村議員の質問主意書に対する答弁書（安倍政権時代）もそうでしたが、この答弁書を読むと「どれだけ拉致の可能性の高い事件だろうと、政府は認定しないために全力を尽くす。いわんや認定をしていない人を救い出そうなどという動きには身体を張ってでも阻止する」という意気込み（？）が伝わってきます。1年ほど前から政府の言っている「生存者全員の帰国」という目標と重ねて考えると大体どうしたいかが見えてくるようです。

このままの状態を放置しておけば大多数の拉致被害者は見捨てられてしまいます。これを跳ね返すのは国民の声しかありません。各位のご協力をよろしく御願い申し上げます。

#### <西村議員の質問主意書と答弁書>

-----  
(質問)一、政府は、寺越昭二、寺越外雄および寺越武志(以下、右三名という)の、それぞれの現在の消息を如何に把握しているか回答されたい。

(答弁)一について

御指摘の三人の親族からの説明等により、寺越昭二氏及び寺越外雄氏は死亡し、寺越武志氏は北朝鮮において生存している可能性が高いものと思われる。

-----  
(質問)二、政府は、右三名を保護または救出すべき日本国民と考えているのか、回答されたい。

(答弁)二について

政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第二条の規定により北朝鮮当局によって拉致された日本国民として認定された者以外にも北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない者が存在しているとの認識の下、御指摘の三人に係る事案を含め、拉致の可能性を排除できない事実の真相究明に努めているところである。

いずれにせよ、政府としては、北朝鮮に対し、すべての拉致被害者を直ちに帰国させるよう引き続き求めていくこととしている。

-----  
(質問)三、平成十四年四月十八日、参議院外交防衛委員会において、漆間巖警察庁警備局長(当時)は、「(認定以外の)拉致の可能性のある事案というのはいろいろつかんでおるわけでございます」と答弁して認定以外の拉致事件があることを認め、平成十八年十月十六日、政府拉致問題対策本部が決めた「拉致問題における今後の対応方針」(以下、対応方針という)第五項に、「特定失踪者など拉致の可能性を排除し得ない事案の捜査・調査推進」とあるが、政府は、右三名を捜査・調査を推進すべき拉致の可能性のある事案と考えてきたのか、回答されたい。

(答弁)三について

御指摘の三人に係る事案については、「拉致問題における今後の対応方針」(平成十八年十月十六日拉致問題対策本部決定。以下「対応方針」という。)五でいう「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」に該当し、当該事案の捜査及び調査を推進する必要があるものと考えている。

-----  
(質問)四、平成十八年十二月十三日、拉致問題国際会議参加者らが招聘された政府主催のレセプションで、漆間警察庁長官(当時)は、寺越昭二の息子らに「(寺越昭二失踪事件は)拉致だと考えている」と話しているが、政府は右三名が北朝鮮に拉致されたと考えているのか、回答されたい。

(答弁)四について

三についてでお答えしたとおり、御指摘の三人に係る事案については、対応方針五でいう「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」に該当するものと考えている。

-----  
(質問)五、北朝鮮は、寺越昭二が北朝鮮上陸後に病死したと主張しているが、亡命工作員安明進は、寺越昭二は海上の拉致現場で抵抗したため北朝鮮工作員により射殺されたと証言している。

寺越昭二の家族は、北朝鮮が言うように同人が北朝鮮で病死したのなら遺骨があるはずだから家族に遺骨を返せと求めているが、北朝鮮は真新しい墓の写真や墓の土などを渡すのみで遺骨を返していない。このことから、寺越昭二が北朝鮮工作員によって射殺された疑いが大きくなっている。

政府は、寺越昭二が北朝鮮工作員によって射殺された疑いをもっているのか、回答されたい。

(答弁)五について

御指摘のような可能性も含めて捜査及び調査を行っているところである。

-----  
(質問)六、政府は、対応方針第一項で、「全ての拉致被害者の安全確保と即時帰国、真相究明、実行犯引渡し」を北朝鮮に要求している。

政府は、ここでいう真相究明には右三名の事案の真相究明も含まれると考えているのか、回答されたい。

(答弁)六について

御指摘の三人に係る事案は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案であり、その真相究明は、対応方針一でいう「拉致に関する真相究明」に含まれると考えている。

-----  
(質問)七、政府は、北朝鮮との外交交渉の中で、右三名の事案を如何に扱ってきたか、回答されたい。

(答弁)七について

北朝鮮に対しては、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案全般について情報提供等を求めてきているところである。

-----  
(質問)八、政府は、「拉致問題の解決なしに北朝鮮との国交正常化はしない」という原則を掲げて、「全ての拉致被害者の安全確保と即時帰国、真相究明、実行犯引渡し」を求めているが、右三名の事案と寺越昭二殺人容疑に関して真相究明と実行犯引渡しがなされることが北朝鮮との国交正常化の条件と考えているのか、回答されたい

(答弁)八について

御指摘の三人に係る事案については、現在、捜査及び調査を行っている段階であり、お尋ねについては、その成果を慎重に見極める必要があるものと考えている。

[調査会 NEWS 573](19.11.9)

木村かほるさん失踪について秋田県警に要請

11月7日午後1時、秋田県警本部に木村かほるさん（昭和35年に秋田市で失踪）の姉の天内みどりさんと調査会真鍋貞樹専務が訪問し、一層の捜査を要請しました。

これは、先日真鍋専務理事がタイでインタビューしたタイ人女性が北朝鮮で木村かほるさんと思われる日本語教師からもらったチョコレートの缶に本人の指紋が残っている可能性があり、鑑定を要請したものです。県警本部からは、できるだけのことをしますとの回答がありました。あわせて、真鍋専務理事から、タイ人女性が北朝鮮に渡った背景などを説明し、他の拉致関連情報との照合を進めていただきたい、また、秋田関連の特定失踪者について一層の捜査をしていただきたいと要請しました。

矢倉富康さんに関する告発状受理

先月31日に提出した矢倉富康さん拉致に関わる告発状について、米子警察署は昨日（11月8日）正式に受理しました。受理された告発状は一部を修正したものです。以下に掲載します。

告 発 状

2007年11月8日

米子警察署

署長 大田 宜道 様

〒683-0104 鳥取県米子市（以下省略）

告 発 人 矢 倉 三 夫

〒683-0104 鳥取県米子市（以下省略）

告 発 人 矢 倉 節 子

〒683-0067 鳥取県米子市東町 296 番地

電 話 0859 - 33 - 1019

F A X 0859 - 34 - 0029

安田法律事務所

告発人代理人弁護士 安田 壽朗

住所及び居所 不明

被告発人 某

第1 告発の趣旨

被告発人を刑法第226条（所在国外移送目的略取誘拐）の罪で捜査の上、厳重処罰することを求める。

## 第2 告発に関わる犯罪事実

被告発人は、国内外の協力者と共謀の上、1988（昭和63）年8月2日頃、美保関と隠岐島の間位置する日本海の海域付近において、当時36歳であった告発人の長男である矢倉富康（昭和26年11月23日生）を国外移送目的を持って略取誘拐し、密かに日本から北朝鮮国内に移送し、現在に至っているものである。

## 第3 告発に至った事情

### 1、矢倉富康のプロフィール

矢倉富康（やくら・とみやす、以下「富康」とする）は、告発人らの長男で、1951（昭和26）年11月23日生まれ、失踪当時満36才である。富康は、鳥取県立境港水産高等学校を卒業し、米子市和田町の日本精機株式会社（以下「日本精機」という）に工作機械製作技術者として勤務していたが、同社が倒産したために昭和59年に退職し、境港に漁船を有して漁業を営んでいた。その当時の住所地は鳥取県米子市大崎2002番地であり、告発人らと同居していた。

### 2、北朝鮮工作員による拉致を示す事実

富康は、昭和63年8月2日失踪するに至ったものであるが、北朝鮮工作員らによる拉致である可能性が極めて高い。そのことを示す以下の事情がある。

#### (1) 失踪の状況が極めて不自然であること

富康は、昭和63年8月2日夕方6時ころ、境港から一人「一世丸（いっせいまる・4.9トン）」で出港し、境港沖の日本海に漁にでかけた。富康は、美保関と隠岐島の間地点で操業し、翌3日午前6時に帰港する予定であったが、そのまま行方不明となった。

海上保安庁と富康の所属する漁業組合全員が操業を中止して富康の操業海域を捜索したが全く手がかりなかった。海上保安庁では5日までの3日間、巡視船艇延べ13隻、航空機延べ6機により捜索を実施したが、一世丸及び富康さんの発見には至らなかった。

ところが、8月10日、哨戒中の巡視船が竹島の南南東25°で漂流していた一世丸を発見した。しかし、富康は船内に見あたらなかった。そして、付近海上も捜索しましたが、なんら手がかりとなるものは発見できなかった。一方、一世丸を調査したところ、左舷前方に他の船と衝突し、かなり強い圧力を受けた痕跡（凹損と擦過痕）があり、その部位には青色の塗料が付着していた。このことから、海上保安庁は、他船による衝突を疑い、衝突相手船について捜索したが該当の船舶は発見できなかった。

ところで、不思議なことに富康の船が発見された竹島沖は操業予定であった美保関と隠岐島の間地点からおよそ200km近く離れていた。発見当時一世丸は自動操舵となっており、オイルパイプの破損でエンジンが焼けつき航行不能の状態に漂流

していた。一世丸が、このような状況で、操業予定の地点から発見地点へ自力で航行することは不可能であった。また、海流の状態に照らしてもこのような移動は考えられなかった。従って、一世丸は、何者かによって、海難事故を偽装するために美保関と隠岐島の間地点の海域から遙か 200?離れた竹島の南南東 25?まで曳航されたものと見るべきである。

(2) 富康には自殺や自発的失踪を行う状況は皆無であった

富康には自殺を疑わしめる状況は全く無かった。加えて、前述のように失踪の状況が極めて不自然であったこと、また前年に大韓航空機爆破事件が発生し北朝鮮の工作が世に知られる状況があった。このため、告発人らは、富康が北朝鮮関係者に拉致されたに違いないと考え始め、失踪宣告などの手続をとっていない。

(3) 富康が北朝鮮が求めていた高い工作技術を持つ技術者であったこと

富康が北朝鮮にとって必要な技術者であり、北朝鮮がそのことを以前から認識していた可能性が高い。

富康は、失踪 3 年前までは、日本精機に工作機械製作技術者として勤務する精密工作機械製作の極めて優秀な技術者であった

日本精機は、昭和 59 年に倒産したが、かつて精密工作機械であるマシニングセンターの国内トップの企業であった。マシニングセンターは、100 分の 2 ミリの精度で鉄などを加工可能な工作機械としてミサイルなど兵器製造には必要不可欠であり、対共産圏への輸出規制品目の一つであった。

富康はこれを稼働させるためのパンチプログラミングから部品の製作・加工・組立・設置・メンテナンスまで幅広くこなせる優秀な技術者であった。このような技術者は、80 人の社員の内 3 人だけであったと言われている。そのため富康は、日本精機が海外に販売したマシニングセンターの設置や取り扱いについての指導のためにアジアをはじめ中近東・米国・欧州などに度々出張していた。韓国の「現代造船所」にも半年単位で単身出張していたり、チェコスロバキア、オーストリア、ポーランドなどにも出張していた。

他方、北朝鮮は、ミサイルなどの兵器開発に全力を注いでおり、富康の出張先であった共産圏のチェコスロバキアやポーランドなどから技術を導入していた可能性がある。

また、富康が出張していた「現代造船所」は、「現代」グループの中心企業のひとつであり、韓国軍需関連企業とし北朝鮮工作員のターゲットであった。このようなことから、北朝鮮がかなり早い時期から高い技術を持つ富康さんの存在を知り、拉致の対象者として着目していた可能性がある。

(4) 北朝鮮によるココム違反が頻繁に繰り返されていた時期であること

前述のとおり、北朝鮮は、軍事兵器開発の必要性から、軍事転用可能な技術や製品の輸入に執着していた。このような事情を背景にして北朝鮮は、富康失踪当時、以下の対共産圏戦略物資輸出統制委員会(ココム)規制違反事件に関与していた。

ア、ヤマニ水産社長高橋房男外ココム規制違反疑惑事件(昭和62年6月)

昭和62年6月、青森県八戸市のヤマニ水産社長高橋房男と三重県度会郡南島町阿曾浦、元第八大聖丸船長橋本豊の2人が、北朝鮮に不法出国。出入国管理令違反などで検挙されたが、水中音波探知機などの先端技術製品をココム規制に違反して北朝鮮に輸出していた疑いが生じた(1987年6月21日山陰中央新報)。

イ、朴日好ココム規制違反事件(昭和62年5月)

大阪市東区の貿易会社「東明商事」社長杉本日好こと朴日好社長は、ココム規制品目の日本製IC(集積回路)やシンクロスコープ等を北朝鮮に不正輸出し、静岡県警に検挙された(1987年5月19日山陰中央新報)。

ウ、朝鮮総連傘下団体幹部によるココム違反事件(昭和63年9月)

在日本朝鮮人商工連合会幹部K(63)は、通商産業大臣の承認を受けず、衣類、日用品と偽ってココム規制対象品であるパソコン等を、朝鮮総連の関係事務所を経由して、63年9月5日、新潟港を出港する北朝鮮貨客船三池淵号でひそかに北朝鮮へ送り込もうとした。新潟県警察は、9月27日、外為法及び関税法違反で関係箇所の捜索を実施し、平成元年2月7日、外為法及び関税法違反でKを検挙した。Kはこの件で新潟簡裁により罰金20万円の判決を言い渡された。

このようなココム違反事件に見られるように、北朝鮮は、軍事兵器開発に異常な執念を燃やしており、当然のことながら、そのために活用できる技術者を欲していたことは容易に想像できる。

- (5)富康の居住地が、北朝鮮との交流が頻繁に行われ、かつ松本京子や古都瑞子の拉致現場と同じ鳥取県米子市であること。

富康が居住していた鳥取県米子市周辺は、拉致銀座とも称すべき地域である。そして、過去、松本京子(昭和52年10月)拉致事件や古都瑞子(昭和52年11月)らの拉致容疑事件が発生している。この地域は、境港を擁し北朝鮮との交流の日本海側の拠点の一つであり、また北朝鮮の重要な工作活動の拠点の一つと考えられている。北朝鮮工作員にとって、境港市から米子市にかけては、十分な土地勘が働く地域であり、仮に富康を拉致のターゲットにしようとした場合、土地勘がはたらき、その動向を把握するのは極めて容易である。

(6)過去日本海域及びその周辺が舞台となって北朝鮮の工作活動が頻繁に展開されてきた歴史があること

富康が操業を予定していた海域および船が発見された海域は北朝鮮の工作活動が頻繁に展開されてきた歴史がある。また、北朝鮮工作船と見られる不審船が日常的に出没している状況がある。

ちなみに、これまで以下のような北朝鮮による工作が判明しており、富康の失踪の原因が北朝鮮の作業員によるものであることを示唆している。

ア、1960年9月29日、兵庫県美方郡浜坂町で密入国し活動していた金俊英（日本名河上崇弘）が、浜坂海岸で帰国のため工作船を待っていたところを逮捕された（浜坂事件）。

イ、1962年10月16日、兵庫県美方郡香住町余部海岸から朴基華が潜入するという事件が発生した。

ウ、1970年4月14日、巡視船が兵庫县城崎郡竹野町切浜沖約500mにて無灯火の不審船を発見、追跡中の巡視船「あさぎり」に対し銃撃、追跡するも停船させるに至らなかったという事件が発生した。

エ、1974年9月19日、兵庫县城崎郡竹野町切浜海岸（弁天浜の隣接地）で北朝鮮作業員、咸国上及び李庸煥の両名が逮捕されるという事件が発生した（切浜事件）。

オ、1977年10月17日、島根県江津市北約15kmの地点に不審船が東に向け航行中との通報により、海上保安部「やなかぜ」が出動し、同県簸川郡大社町日御碕沖で発見、巡視船艇により追跡するも振り切り逃走するという事件が発生した。この船は漁船型で、まもなく北朝鮮の工作船「長久丸」と判明した。

カ、1977年10月の松本京子の失踪の際には、境港沖に北朝鮮工作船と疑わしき不審船が存在していたことが確認された。

キ、1980年6月11日、巡視船が、兵庫县城崎郡香住町余部埼沖約12.5海里（約23km）にて白灯を点じた漁船型の不審船、及び余部埼沖約9.4海里（約17km）にて無灯火小型船を発見した。巡視船艇、航空機が追跡するも、当該不審船はレーダー映像上で無灯火小型船と重なった後、逃走するという事件が発生した。

ク、同年6月12日、同町香住海岸で工作船を待機中の李基吾と黄博が逮捕されるという事件が発生した（磯の松島事件）。

ケ、1990年10月、福井県三方郡美浜町の松原海岸に船籍及び船名不明の小船が漂着し、同漂着船の形状に加え、装備品、乱数表、換字表等の遺留品の状況から、北朝鮮工作員が潜入・脱出のために使用される北朝鮮工作船の子船であることが判明するという事実が明るみに出た。

#### 第4 告発に至った理由

- 1、富康の家族である告発人らは、富康の失踪は北朝鮮に拉致されたものとして、失踪宣告を行わず帰還を待っていた。しかし、その所在はつかめないまま時間が過ぎ今日に至った。
- 2、その後、北朝鮮による拉致問題が社会の注目を集める中で、富康と同じ米子市に住んでいた松本京子が政府によって拉致認定され、また古都瑞子の家族が告発に踏み切ったことを知った。
- 3、このような中で、告発人らは、富康の失踪が北朝鮮工作員による拉致であるとの確信を益々強めるに至った。
- 4、富康の北朝鮮における生存はその可能性が高いものと思われる。一方、拉致からまもなく20年になろうとしており、告発人も高齢化しており、その救出は一刻の猶予もならない状況である。なお、前述の如く被告発人は、富康の失踪以後海外に潜伏していると思われる。従って、当然に公訴時効は停止しているものと判断される。

#### 第5 結語

特定失踪者問題調査会へ家族から拉致の疑いがあるとして情報が寄せられた失踪者約500人、その内本人が日本国内にいたことが確認できたのは20名(うち1人死亡)約4%に過ぎず、大多数はその行方について新たな情報すら寄せられていない。2006年(平成18年)11月に日本政府により拉致認定された松本京子について言えば、当初、日本政府は、金子善次郎衆議院議員の松本京子拉致疑惑を質した質問主意書に対して、2000年(平成12年)12月5日付で答弁書を提出し、「所要の調査を実施したが、北朝鮮に拉致されたと疑わせる状況等はなかったものと承知している」と回答したものの、6年後に至って、一転して同女を北朝鮮による拉致被害者と認定した。このように、拉致問題の真相は未だに深いベールにつつまれており、問題の根深さを物語っている。

現在、北朝鮮工作員によって長期的かつ広範囲に多くの日本国民が拉致されたことがますます明らかになりつつある。このことから考えると、北朝鮮による拉致はテロというよりある種の戦争ともいえる状況である。おそらくはこの現状を当初から認識していたであろうわが国政府が、なぜこのような大規模かつ悪質な人権侵害を放置してきたのか、その政治的な意図を含め未だ不明であるが、今やこのような状況を一刻も放置し続けること

は許されない。また、日本国民のみならず、2007年（平成19年）4月に警察庁が拉致と断定した高敬美、剛兄弟のような朝鮮籍を含め相当数の在日韓国・朝鮮人もいわゆる「帰国事業」とは別に拉致をされている可能性があり、政府はこの問題も含めて事件全体の調査と原因解明そして失踪者及びその家族の被害回復に全力をもって取り組むべきである。

とりわけ、警察当局は、多くの失踪者について北朝鮮工作員による拉致を疑うべき多くの状況があることに着目し、時の経過による証拠の散逸を待つことなく、事件の全体像に対する解明と被害救済のために全力を尽くす責務がある。本件は、数多い失踪事件の中にあつてとりわけ拉致が強く疑われる事件であり、直ちに立件し、速やかに捜査に着手すべきである。

よって、本件告発をなすものである。

#### 添付書類

1、委任状	2通
2、改製原戸籍謄本	1通
3、本人の顔写真のコピー	1葉
4、パスポートコピー	1冊
5、新聞記事コピー	1通

以上

でもそんなのカンケーねえ

荒木和博

いきなり不謹慎なタイトルで恐縮です。先日の家族会・救う会・拉致議連の訪米団のご苦勞を見ていて、つい福田総理が開き直って、ブッシュ大統領に「テロ支援国家指定解除、でもそんなのカンケーねえ」と言ってくれないだろうかと思いました。アメリカがそうするならこっちはもっと北朝鮮を締め上げてやる、と言ってくれたら頼もしいのですが。もちろん、パンツ1枚になって下さいとは申しません。

訪米団の皆さんには本当にご苦勞さまでした。ブッシュ政権がテロ支援国家指定解除を規定方針にしていることは今年初めのベルリン会談の頃からある程度分かっていたことですが、それがなかなか実現できないのはやはり日本からの圧力が効いているということだと思います。そしてその圧力を作っている源泉はやはり3団体の努力と国民の良識ではないでしょうか。

代表団がヒル国務次官補と会ったときのやりとりを見ると、ヒルは徹底して逃げている感じでした。おそらく本人もあまり自信がないのでしょう。ヒルの姿は1994年、ジュネーブ合意のときのガルーチ・米代表と重なるのですが、あのときやった「枠組み合意」について、後にガルーチは「あれは合意ではない。合意された枠組み (Agreed Framework) だった」と言ったそうです。どうせヒルもそのうちそんな風にして逃げるのだと思います。

テロ支援国家指定解除が米国の規定方針だったとしても、それを少しでも遅らせることは、いわゆる「遅滞戦術」としての効果을上げています。やがて北朝鮮は必ずボロを出すでしょうから、それまで様々な戦術を動員して流れを変える、こちらに都合の悪い流れを止める努力が必要です。「バスに乗り遅れるな」という人がいますが、戦前、その言葉に乗せられて三国同盟を結んでしまったことの終着点が敗戦だったことを考えれば、無理にバスにのる必要もないでしょう。あのときでも、もう少し待っていれば欧州の状況は変化し、三国同盟にブレーキがかかっていたはずで。

それはともかく、ブッシュ政権がこういう調子ですから、必要なのは日本政府が正面から北朝鮮との対決姿勢を示すことです。ある意味「米国もたじろいだ北朝鮮を日本が押さえつけた」ということになりえる、絶好のチャンスとも言えます。

おりしも福田首相はCNNのインタビューで北朝鮮について「非常に鎖国的な、閉鎖的な国家で、人々は非常に不幸な状況にある。自由社会と全く違う体制を組んでいる社会だから、自立とはいえない」と述べ、その上で「いずれは消滅してしまうのではないか」とまで言っています。これまた不謹慎ですが忍者ハットリ君然とした顔でしらっとこういうことを言う結構効き目があるのではないのでしょうか。

次は北朝鮮が何か日本を非難したら記者会見のときにもろ肌脱いで、「そんなのカンケーねえ！」と叫び、政府が持っている今の認定被害者よりはるかに多くの拉致被害者リストをドンとテーブルにおいて一気に発表するのはどうかと思います。

蛇足ですが、「そんなのカンケーねえ」の小島よしおさんは私と真鍋専務理事、杉野常務理事の元の職場（民社党本部）の先輩の息子さんです。私たち3人とも面識はありませんが。

[調査会 NEWS 575] (19.11.21)

「現代コリア」の終刊

荒木和博

「おい、あれ、分かったぞ」

いまから 11 年前の平成 8 (1996) 年 12 月中旬、佐藤勝巳・現代コリア研究所所長の言葉 (正確にこうだったかどうかは忘れましたが) からすべては始まりました。まだ家族会も救う会もまったく存在していないとき、というより拉致問題自体が事実上まったく関心を持たれていなかったときのことです。

この年 10 月号の「現代コリア」に朝日放送の石高健次さんが寄稿した「私が『金正日の拉致指令』を書いた理由」が掲載され、そこに書かれていた「中学校 1 年生で日本海側のどこかの県から 1970 年代後半に拉致された少女」という情報が誰だか分かったのが 12 月 14 日、佐藤所長が新潟に講演にいったときのことでした。当時現代コリア研究所の研究部長だった私が「分かったぞ」という言葉を聞いたのはその翌日か翌々日だったと思います。年末には小島晴則さんが横田めぐみさん失踪から 1 週間後、公開捜査になって初めて報道された昭和 52 年 11 月 22 日の新潟日報を探してコピーを F A X してくれました。そのころのことは拙著でも書いていますので省略しますが、当時はまさか 11 年後に自分が今のようなことをやっているとは想像もしていませんでした。

何しろ相手は北朝鮮で、11 年前は今と状況が全く違っていました。新聞もテレビも大部分が「北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国」とフルネームを付けて言っていた時代、拉致は「疑惑」としか言われていませんでした。朝鮮半島研究をしていた人間でも北朝鮮に原則的姿勢を持っていた人はそう多くはなく、しかも、かの独裁政権を相手に拉致被害者の救出運動をやるとなると、言いたいことを言い続け、そのために当然ながら孤立しっぱなしであった現代コリア研究所が当初その中心になったのは当然と言えば当然でしょう。したがって、北朝鮮側に立つ人々からはかなり攻撃をされましたが、私自身運動の当初に現代コリア研究所にいたことは誇りでもあります。

その後家族会の皆さんや全国の志ある支援者の皆さんのおかげで運動は大きくなり、当然現代コリア研究所の果たす役割は相対的に小さくなりましたが、それでも 9.17 の頃は大混乱の中で編集業務がほとんどできなくなりました。もともと採算は合わなかったのですが、救出活動をやっていたら営業活動は当然手が着かなくなります。あのときは周囲のご支援によってやっと持ち直したので、その後 5 年間続いたのは、何より手弁当、自腹で支援して下さった方々の熱意の賜だと思えます。

私は翌平成 15 年初め、調査会を設立するときに救う会の事務局長を退任し、現代コリア研究所からも離れました。この間色々なことがありましたが、今調査会と救う会全国協議会では、政府との距離感、米国の位置づけなど、多少の意見の違いが出ています。先日寺越事件に関する西村真悟・拉致議連幹事長の質問主意書に対する答弁書の評価を見て

それを実感した方もおられるでしょう。私たち旧・民社党にいた者は、国会議員と本部の書記局員（事務局）と一般の地方の党員が同じ仲間という立場で、ときに怒鳴り合いの議論もできるという風土の中にいたこともあり、同じことをやっても意見が異なるのは当然と思っていますし、逆に皆が同じことを言う状態には不安を覚えます。

意見の違いがあれば、見方によっては「救出運動が分裂している」との評価をする人もいでしょう。そこを攻撃してくる人間も出るかも知れません。しかし、私たちは敢えて自分たちの思うところを貫き、また、批判には謙虚に耳を傾けながら、議論もしていきたいと思っています。自分の経験から言えば、そののできる組織・運動こそ本当に強いものになるという確信があるからです。

ですから、佐藤所長（私は今も昔の癖で「会長」というのが言いにくい）や西岡さんとも今後さらに意見が食い違うこともあると思いますが、それはそれとして、私が今、曲がりなりにも朝鮮半島研究者の真似をしていられるのは現代コリア研究所があったからであり、佐藤所長・西岡編集長をはじめとする関係者の皆さんの指導があったからこそです。プライベートなことと言えば私の家内は西岡さんの後輩であり、私たちの仲人は佐藤所長でした。この点は今後意見が衝突することがあっても、絶対に否定できないことですし、もちろん否定するつもりもありません。

当初拉致問題に関わっていた人たちも、私もふくめて立場は様々になってしまいました。被害者を救出したいという思いは同じでも、もうなかなか皆が一緒になってというわけにはいかないのかも知れません。今回、「現代コリア」の終刊号を手にして、天井をネズミがはい回る音をBGMに、足下のダニと格闘しながら、テーブルの上の山積みになった資料をどけてスペースを作りゲラの校正をやっていた頃を思い出しているところです。

最近、この手の文を書くと「長すぎる」というご批判を受けているのですが、また長くなってしまいました。もう「現代コリア」と救出運動の関わりもご存じない方が多いと思います、私的なこともふくめて書いた次第です。最後まで読んでいただきありがとうございました。

[調査会 NEWS 576] (19.11.26)

一部の方には重複します（前のメールは削除下さい）

今月の定例記者会見について

下記の通り 11 月の調査会定例記者会見を行います。関係各位にはご多忙中恐縮ですが  
対応賜りますようお願い申し上げます。

・日時 11月28日（水）14:00～

・場所 調査会事務所 3F

・内容

1、ゼロ番台リスト（1名）発表

2、「しおかぜの集い」（12月16日）等北朝鮮人権週間中の活動について

3、短波放送「しおかぜ」の全放送の国内からの送信開始について

4、その他

今回の記者会見は大阪の記者会見とインターネットでつないだ2元中継にする予定でしたが、都合により大阪の記者会見は中止し、従来と同様東京のみの開催になります。いつもと同じように(株)NetLive のご協力でインターネットによる生中継を行います。

（<http://www.netlive.ne.jp/>）インターネットにつながれば世界中どこでもご覧になれますのでぜひご覧下さい。

[調査会 NEWS 577] (19.11.27)

明日 14:00 からの記者会見は(株)NetLive のホームページで生中継をご覧になれます。  
<http://www.netlive.ne.jp>

#### 非公開の失踪者 1 名所在確認

1970 年代に四国で失踪した特定失踪者（非公開の男性）が先日関西地方におられることが分かりました。本人であることは確認されており、ご家族はまだお会いになっておられません。電話ではすでにお話されています。

今回は警察関係者の方々のご尽力により明らかになりました。関係各位のご努力に心より敬意を表します。

#### 総理宛要請文書に明日回答

調査会では先月末、下記の要請文書を政府に提出しておりましたが、明日回答がいただける旨連絡がありました。時間は 17:30 から内閣府でということで、記者会見には間に合いませんが、回答の内容については夜半にメールニュースで流す予定です。

要請した文書（記者会見では発表しましたがメールニュースでは抜けておりました。お詫び申し上げます）は以下の通りです。なお、文中松本孟さんの発言で「特定失踪者が 460 人」というのは発言のままです。特に間違いというのではありませんが現在調査会では「約 470 人」と言っています。

平成 19 年 10 月 31 日

内閣総理大臣・拉致問題対策本部長

福田康夫殿

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博  
特定失踪者家族支援委員会委員長 真鍋貞樹

#### 特定失踪者問題への対応について

拝啓

ご就任以来の積極的な拉致問題への取り組みに心より敬意を表します。特に先日は家族会・救う会の皆様との懇談の場を持たれ、解決への決意を表明していただいたこと、大変心強く思っております。

さて、その総理との面会の場で松本京子さんのお兄さんである松本孟さんが「(昨年に認定される)までは特定失踪者だった。妹の後に特定失踪者が 460 人いる。『この手で解決』して下さる人の中に、特定失踪者も加えてほしい」と言うておられるように、拉致問

題の解決は政府認定の有無に関係なく、拉致被害者全員の救出によってこそ実現することは言うまでもありません。

しかし、一方で報道によれば総理は去る10月26日に「拉致問題が進展したかどうかの判断基準について『全員だ。こちらが向こうにいてと言っている方々が全員帰ってくるということだ』と述べ、政府が認定する拉致被害者全員の帰国が必要との認識を強調した」（共同電）と発言されたと言われています。今、特定失踪者のご家族の中には取り残されていくことへの不安感を持っている方が少なくありません。その懸念を払拭するためにぜひ総理の積極的な対応をお願いし、以下の要請を致す次第です。

### 1、特定失踪者家族との面会について

すでに古川了子さんの拉致認定を求める訴訟の折、政府は「認定未認定で差別することはない」と繰り返し言ってきました。しかし、現実には10月26日の面会にも特定失踪者については何の対応もとられていません。このことは極めて残念です。

私たちは北朝鮮人権週間中の12月16日に東京と大阪で集会を行い、政府への要望書を採用する予定です。総理にはお忙しいところ誠に恐縮ですが、ぜひその要望書を直接受け取っていただきたく、お願い申しあげる次第です。

### 2、前述の報道について

政府が言っている「生存者全員の帰国」というのが認定被害者だけを指すものであれば私たちは到底容認できるものではありません。総理の言葉の真意がどこにあるのか、また、そもそも「生存者全員」というのはどうやって確認するのか。北朝鮮が「死亡」と言ったらそれで納得するということなのか。寺越昭二さん、外雄さんについてはどうするのか、調査会のリストにも、警察が拉致の可能性ありと考えている人のリストにもない拉致被害者についてはどうやって見つけ出すのか、ぜひ明らかにしていただきたく、お願い申し上げます。

### 3、北朝鮮における調査について

北朝鮮側に再調査を求めているにもかかわらず、まともな対応をしないことは明らかです。また、形式だけ再調査をしたということにして、実際は時間を引き延ばされるだけです。私たちは北朝鮮に直接入って関係者の話を聞き、関係した地域の調査を早急に行う必要があると考えます。

民間団体の調査活動を認めるよう、北朝鮮当局に強く要求していただくことはできないでしょうか。

以上、勝手ながらぜひご返答を賜りますよう、お願いする次第です。

[調査会 NEWS 578](19.11.28)

以下、本日の記者会見で発表した内容をお知らせします(一部は次号以降で送信予定です)。

### ゼロ番台 リスト 第 35 次発表

岡田優子 (おかだゆうこ)

失踪当時の年齢 14 歳  
生年月日 昭和 28 年 (1953 年) 3 月 27 日  
失踪年月日 昭和 42 年 (1967 年) 10 月 23 日  
失踪当時の身分 中学 3 年生  
失踪当時の住所 北海道常呂郡佐呂間町  
失踪場所 北海道常呂郡常呂町

#### 失踪の状況

失踪した当日、「ちょっとカゼをひいた」ということで中学校を休んだ。「少し気分が良くなったので、でかけてくる」といって自宅から外出した。浜佐呂間から車で 20 分程離れた常呂町内の文房具屋で何かを買っているところを、実家の近所の人が目撃した。

その後、常呂の海岸で本人のカーディガンが見つかった。

#### < 参考資料 >

2007.11.28

1960 年代から 1970 年代初頭の北海道での失踪事件(公開のみ)

失踪年月	氏名	失踪場所	当時の年齢	身分
1961.7	野崎幸夫	上川郡下川町	26 歳	消防署員
1963.9	森洋子	函館市	19 歳	家事手伝い
1965.5	吉田信夫	小樽市	29 歳	会社員
1965.10	西平カメ	帯広市	37 歳	主婦
1967.1	吉田雪江	釧路市	17 歳	会社員(電話交換手)
1967.5	山崎博司	士別市	23 歳	農業
1967.10	岡田優子	常呂町	14 歳	中学生
1968.12	国井えり子	網走市	17 歳	高校生
1968.12	斉藤裕	稚内市	18 歳	高校生
1969.3	長谷川文子	美唄市	17 歳	看護学校生
1971.12	名取志津子	瀬棚町	19 歳	会社員

\* 高大基が 1967 年 3 月に渡辺秀子さんと結婚し、朝鮮問題研究所資料室長(1968 年といわれる)として、北海道全域を調査していた時期とほぼ一致する。

\* 1971 年 6 月に、ユニバース・トレーディング社が設立した後、北海道での失踪者が

しばらく途切れる。

\* 1957年に乙部町に北朝鮮工作員が侵入。1969年、1970年に函館に北朝鮮の工作員が侵入。

1970年10月、11月に江良に侵入、脱出。1971年10月に江良から脱出。

\* 上記、公開のリスト以外にも、非公開の失踪者がこの時期に報告されている。その中には、1967年に漁船で親子三人が失踪した事件なども含まれている。

#### 北朝鮮人権週間関連行事について

とりあえず発表した表を pdf ファイルで荒木のブログに掲載してありますのでご覧ください。

#### J S R しおかぜ、妨害電波について

10月28日より、朝、夜すべての放送が国内送信となり、本当の意味で「J S R しおかぜ」として新たなスタートとなりましたが、早速、11月2日、朝の放送と同一周波数へ妨害電波が発射され、その電波は北朝鮮からのものと総務省により確認、発表されました。調査会へもリスナーから通報があり、J S R しおかぜ放送開始から5日目の妨害電波発信ということになり、同日夜の放送にも同様の妨害電波が発射されました。このことは新たな日本国内発信による北朝鮮の敏感な反応であり、その内部にJ S R しおかぜを聴かせたくない拉致被害者、並びにそれに該当する方々が、生存し存在していると自ら証明している裏付けになると理解できます。

妨害電波の対応として、総務省は北朝鮮の行為に、国際電気通信連合（ITU）の定める無線通信規則に違反すると認められたことから、同日、ITUを通じて北朝鮮に対して同規則違反を通報しました。しかし、お分かりの通り、国際社会のルールを守らない北朝鮮は、現在も妨害電波を発信し続けています。

その他の対策として、周波数、時間変更なども検討に上がりますが、調査会では一般リスナーによる日本各地及び北朝鮮近隣地域からの受信報告、中でもソウル、九州の受信状況では、妨害電波の影響はほとんど無く、特にソウルでは全くと言っていいほど受信に影響は出ていない事を確認しています。これは短波の伝搬特性にも関わることですが、北朝鮮の平壤付近から発射される妨害電波により、平壤近郊一部の地域ではその影響で放送を聴き取りにくいことは否めませんが、北朝鮮全域から考えれば、ほとんどの地域で聴取可能と判断できます。また、今後冬期に向かう事、太陽の活動による地球上での電波環境の変化によっても、短波の伝搬状況に影響が見られますので、調査会は引き続き北朝鮮近隣地域でのモニターを中心とした各方面での監視体制を行うと共に、その状況を見極めた上で柔軟に対応して行きたいと考える次第です。今後とも皆様のご支援、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

#### 11/28 現在の放送時間, 周波数

放送時間：5:30 ~ 6:00 (10/29 より) 周波数：5965kHz

放送時間：23:00 ~ 23:30 (10/28 より) 周波数：5985kHz

[調査会 NEWS 579](19.11.28)

「総理は特定失踪者家族に会わない」一要求書への政府回答  
ニュース 577 号でお知らせした 10 月 31 日付要求書への政府回答が本日 17:30、河内隆・拉致問題対策本部事務局総合調整室室長より調査会代表荒木に手渡されました。

要求書と回答の対比は次の通りです。

-----  
( 要請文書 )

平成 19 年 10 月 31 日

内閣総理大臣・拉致問題対策本部長  
福田康夫殿

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博  
特定失踪者家族支援委員会委員長 真鍋貞樹

特定失踪者問題への対応について

拝啓

ご就任以来の積極的な拉致問題への取り組みに心より敬意を表します。特に先日は家族会・救う会の皆様との懇談の場を持たれ、解決への決意を表明していただいたこと、大変心強く思っております。

さて、その総理との面会の場で松本京子さんのお兄さんである松本孟さんが「( 昨年に認定される ) までは特定失踪者だった。妹の後に特定失踪者が 460 人いる。『この手で解決』して下さる人の中に、特定失踪者も加えてほしい」と言うように、拉致問題の解決は政府認定の有無に関係なく、拉致被害者全員の救出によってこそ実現することは言うまでもありません。

しかし、一方で報道によれば総理は去る 10 月 26 日に「拉致問題が進展したかどうかの判断基準について『全員だ。こちらが向こうにいてと言っている方々が全員帰ってくるということだ』と述べ、政府が認定する拉致被害者全員の帰国が必要との認識を強調した」( 共同電 ) と発言されたと言われていました。今、特定失踪者のご家族の中には取り残されていくことへの不安感を持っている方が少なくありません。その懸念を払拭するためにぜひ総理の積極的な対応をお願いし、以下の要請を致す次第です。

#### 1、特定失踪者家族との面会について

すでに古川了子さんの拉致認定を求める訴訟の折、政府は「認定未認定で差別することはない」と繰り返し言ってきました。しかし、現実には 10 月 26 日の面会にも特定失踪者については何の対応もとられていません。このことは極めて残念です。

私たちは北朝鮮人権週間中の12月16日に東京と大阪で集会を行い、政府への要望書を採択する予定です。総理にはお忙しいところ誠に恐縮ですが、ぜひその要望書を直接受け取っていただきたく、お願い申しあげる次第です。

(政府回答)-----

1について、

拉致問題対策本部の発足以降、拉致問題に係る外交上の動きについて調査会を通じた情報提供に努めてきているほか、ご家族からの個別の相談等に対しても誠実に応じるなど、出来る限りきめ細かい対応に努力している点について、ご理解をいただきたいと思います。

なお、古川了子さんの拉致認定を求める訴訟で、内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室長兼内閣府拉致被害者等支援担当室長が平成19年4月26日付の表明書で表明した8つの施策については、関係省庁・関係機関が連携してその実施に努めているところで

す。  
拉致問題に関する政府へのご要望につきましては、基本的には、内閣官房拉致問題対策本部事務局を窓口としてお受け取りすることとしており、今回のご要望につきましても、同様に対応させていただきます。

(調査会要請文書)-----

2、前述の報道について

政府が言っている「生存者全員の帰国」というのが認定被害者だけを指すものであれば私たちは到底容認できるものではありません。総理の言葉の真意がどこにあるのか、また、そもそも「生存者全員」というのはどうやって確認するのか。北朝鮮が「死亡」と言ったらそれで納得するということなのか。寺越昭二さん、外雄さんについてはどうするのか、調査会のリストにも、警察が拉致の可能性ありと考えている人のリストにもない拉致被害者についてはどうやって見つけ出すのか、ぜひ明らかにしていただきたく、お願い申し上げます。

(政府回答)-----

2について、

政府としましては、認定被害者に限らず、現実に拉致されているすべての拉致被害者の安全確保と速やかな帰国を強く求めているところです。

また、政府としては、認定被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人が存在しているとの認識の下、関係省庁等が緊密に連携を図りつつ、全力で真相究明に努めているところです。

ただし、具体的な手段・方法等を明らかにすることは、今後の情報収集活動を困難にするおそれがあることなどから、お答えを差し控えさせていただきます。

(調査会要請文書)-----

3、北朝鮮における調査について

北朝鮮側に再調査を求めているも、まともな対応をしないことは明らかです。また、形

式だけ再調査をしたということにして、実際は時間を引き延ばされるだけです。私たちは北朝鮮に直接入って関係者の話を聞き、関係した地域の調査を早急に行う必要があると考えます。民間団体の調査活動を認めるよう、北朝鮮当局に強く要求していただくことはできないでしょうか。

( 政府回答 ) -----

3 について、

政府は、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現すべく最大限努力をしています。10月3日の六者会合成果文書においても、日朝双方が精力的な協議を通じて具体的行動を実施していくことが確認されたところであり、政府としては、北朝鮮自身が拉致問題の解決に向けて具体的な行動を取るよう求めていく考えです。

-----

以上の内容です。かいつまんで言えば「1」は「要請文書はあくまで事務局が受け取る。総理など政治レベルの人間が受け取るつもりはない」ということ、「2」は総理の発言の真意については回答せず、個々の問題についても一切回答を避けています（ひょっとしたら、明らかにするとちゃんとやっていないことがバレると思ったのか）。「3」は、要は北朝鮮の「誠意」に待つということです。何をか言わんや。

もともとあまり期待はしていませんでしたが、それにしてもこれほどはっきり言われると何とも開いた口がふさがらないというのが正直なところ。事務局レベルで議論しても仕方ないので適当に切り上げましたが、揚げ足を取るつもりはないものの、河内室長の発言で政府は全力をあげてやっているとの発言、あるいは民間団体の調査団は拉致問題解決に阻害要因になるともとれる内容があったので、私たちには政府が全力をあげているとはとても感じられないこと、この内容では納得できないので、別途の措置を考えること等を伝えておきました。早急に対応を考えたいと思います。